

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（06-6615-6260）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	雨水流出調整に関する指導
関連する 他局の名称	—
概要	本市域内において、1,000㎡以上（寝屋川流域内では500㎡以上）等の敷地を持った建築物等の計画（開発行為等）について、雨水の排水計画と公共下水道との均衡調整および雨水流出量増大の抑制を図るために必要な事項を協議しています。
根拠となる要綱等	雨水流出調整に関する実施基準（建設局下水道部施設管理課にて設置） 寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準（案）（寝屋川流域協議会にて設置）
行政指導指針	雨水流出調整に関する実施基準に基づき、敷地から出てくる計画下水量と本市で受入れのできる許容下水量を比較し、計画下水量が大きい場合および寝屋川流域協議会で定める流出雨水量の基準に収まるよう雨水の流出抑制をお願いしています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000197829.html
備考	